

安衛改正① ★★★

産業医の定期巡視の頻度の見直し

法 13 条 1 項, 則 15 条関係

平成 29 年 6 月 1 日施行

概要

産業医の定期巡視の頻度が見直され、所定の情報が提供されている場合など所定の要件を満たす場合であって、事業者の同意を得ているときは、「毎月 1 回以上」行う作業場等の巡視を、「2 月に 1 回」にすることが可能とされた。(平成 29 年 6 月 1 日施行)。

改正条項

則第 15 条（産業医の定期巡視及び権限の付与）

① 産業医は、少なくとも毎月 1 回（産業医が、事業者から、毎月 1 回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも 2 月に 1 回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第 11 条第 1 項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの

② 省略

解説

近年、事業場における労働者の健康確保対策として、過重労働による健康障害の防止、メンタルヘルス対策等が事業場において重要な課題となっている。また、嘱託産業医を中心に、より効率的かつ効果的な職務の実施が求められている中、これらの対策に関して必要な措置を講じるための情報収集において、作業場等の巡視とそれ以外の手段を組み合わせることも有効と考えられ、これらを踏まえて、毎月 1 回以上、所定の情報が事業者から産業医に提供される場合において、事業者の同意を得ているときは、産業医の作業場等の巡視の頻度を、「少なくとも 2 月に 1 回」とすることができることとされた。(法 13 条 1 項, 則 15 条 1 項)

(1) 「所定の情報」とは

- ① 衛生管理者が少なくとも毎週 1 回行う作業場等の巡視の結果（次に掲げる※1～※3）
 - ※1：巡視を行った衛生管理者の氏名，巡視の日時，巡視した場所
 - ※2：巡視を行った衛生管理者が「設備，作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるとき」と判断した場合における有害事項及び講じた措置の内容
 - ※3：その他労働衛生対策の推進にとって参考となる事項
- ② 前記①に掲げるもののほか，衛生委員会等の調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの（次に掲げる※1～※3）
 - ※1：労働安全衛生法第66条の9に規定する健康への配慮が必要な労働者の氏名及びその労働時間数
 - ※2：新規に使用される予定の化学物質・設備名，これらに係る作業条件・業務内容
 - ※3：労働者の休業状況
- ③ 休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 カ月当たり 100 時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報（＝次の安衛改正一②の2.の改正項目（「面接指導に係る長時間労働者に関する情報の産業医への提供」）により，産業医への提供が義務付けられた情報）

コメント◆

定期巡視の頻度の見直しをしない場合においても，事業者は産業医に対して，前記①及び②の情報を提供することが望ましいこととされている。

(2) 「事業者の同意」について

- ① 事業者の同意を得る際は，産業医の意見に基づいて，衛生委員会等において調査審議を行った上で行うことが必要とされている。
- ② 当該調査審議は，巡視頻度を変更する一定の期間を定めた上で，その一定期間ごとに産業医の意見に基づいて行われる。
 - ※：例えば，4月～9月の6カ月間は巡視頻度を2カ月に1回にすると衛生委員会で決まった場合には，10月の衛生委員会で再度，巡視頻度が2カ月に1回で問題が生じないか否かを話し合うこととなる。

安衛改正② ★

その他

平成 29 年 6 月 1 日施行

概要

1. 健康診断の結果に基づく医師等からの意見聴取に必要となる情報の医師等への提供。(則 51 条の 2 関係)
2. 長時間労働者に関する情報の産業医への提供。(則 52 条の 2 関係)

解説

1. 健康診断結果に基づく医師等からの意見聴取を行う上で必要となる情報の医師等への提供

定期健康診断の有所見率が 5 割を超える状況の中、事業場規模にかかわらず異常所見者に対する就業上の措置に関する医師又は歯科医師からの意見聴取については、事業者の義務とされており、産業医に期待される重要な職務とされている。

しかし、産業医の選任義務のない常時 50 人未満の小規模事業場を中心に、異常所見者に対する就業上の措置の実施が低調であり、その充実・徹底が必要とされている。これを踏まえ、定期健康診断の異常所見者に対する就業上の措置に関する医師又は歯科医師からの意見聴取において医師又は歯科医師が意見を述べるに当たっては、定期健康診断において把握した情報に加えて、労働者の労働時間、業務内容等の情報を把握することも必要な場合があることなどから、事業者は、医師又は歯科医師から、意見聴取を行う上で必要となる当該「労働者の業務に関する情報」を求められた場合は、速やかに、当該情報を提供しなければならないものとされた。(則 51 条の 2 第 3 項)

改正条項

則第 51 条の 2 (健康診断の結果についての医師等からの意見聴取)

- ① 第 43 条等の健康診断の結果に基づく法第 66 条の 4 の規定による医師又は歯科医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。
 - 1 第 43 条等の健康診断が行われた日（法第 66 条第 5 項ただし書の場合にあっては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日）から 3 月以内に行うこと。
 - 2 聴取した医師又は歯科医師の意見を健康診断個人票に記載すること。

- ② 法第 66 条の 2 の自ら受けた健康診断の結果に基づく法第 66 条の 4 の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。
- 1 当該健康診断の結果を証明する書面が事業者提出された日から 2 月以内に行うこと。
 - 2 聴取した医師の意見を健康診断個人票に記載すること。
- ③ 事業者は、医師又は歯科医師から、前二項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

コメント◆

「労働者の業務に関する情報」には、

- ① 労働者の作業環境
- ② 労働時間
- ③ 作業態様
- ④ 作業負荷の状況
- ⑤ 深夜業等の回数・時間数、等がある。

2. 面接指導に係る長時間労働者に関する情報の産業医への提供

過重労働による健康障害防止対策をはじめとする産業医の活動の充実の観点から、長時間労働者に関する情報を産業医に提供しなければならないものとされた。

具体的には、事業者は、休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間を算定したときは、速やかに、その超えた時間が 1 月当たり 100 時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならないものとされた。（則 52 条の 2 第 3 項）

改正条項

則第 52 条の 2（面接指導の対象となる労働者の要件等）

- ① 法第 66 条の 8 第 1 項の厚生労働省令で定める要件は、休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 月当たり 100 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者であることとする。ただし、次項の期日前 1 月以内に法第 66 条の 8 第 1 項に規定する面接指導（以下この節において「面接指導」という。）を受けた労働者その他これに類する労働者であって面接指導を受ける必要がないと医師が認めたものを除く。
- ② 前項の超えた時間の算定は、毎月 1 回以上、一定の期日を定めて行わなければならない。
- ③ 事業者は、第 1 項の超えた時間の算定を行ったときは、速やかに、同項の超えた時間が 1 月当たり 100 時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならない。

法改正ゼミ

＜参考条文＞

法第 66 条の 8 第 1 項（面接指導）

- ① 事業者は、その労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

コメント◆

「労働者に関する情報」とは、

- ① 時間外・休日労働が月 100 時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者の超えた時間に関する情報
- ② 前記①に該当する労働者がいない場合においては、該当者がいないという情報